

埼玉県

24時間営業自粛要請へ

温暖化対策 コンビニなどに

地球温暖化対策の一環として、埼玉県は二十四時間営業のコンビニ店などに深夜・未明帯の営業自粛を要請する方針を決めた。本年度内の制定を目指す地球温暖化対策推進条例や行動計画に要請を反映させたい考えだ。

県によると、温暖化対策を理由とした同様の要請は来年度から京都市が始める予定で長野県も検討中という。

夜間の電力消費量削減のため、埼玉県は二十四時間営業のコンビニ

スタイルに着目。コシを啓発、理解を得たコンビニ業界以外でも深夜・未明帯のネオンサインの消灯を求め、県民にも生活習慣の見直し

ススタイルに着目。コシを啓発、理解を得たコンビニ業界以外でも深夜・未明帯のネオンサインの消灯を求め、県民にも生活習慣の見直し

算で年間千五百億のエネルギーを消費する事

業所を対象に、相互に温室効果ガスの排出量を取引して排出総量を抑制する制度の導入を検討している。

業所を対象に、相互に温室効果ガスの排出量を取引して排出総量を抑制する制度の導入を検討している。

20年6月17日
東京新聞

コンビニ店・セブン

イレブンを展開する

セブン&アイ・ホール

ディングス広報センタ

ーは「深夜に店を閉め

ても冷蔵・冷凍機器な

どは切れず二酸化炭素

(CO₂)削減効果は薄

い。配送が昼間に集中

すれば、交通渋滞を招

き排出量は増える。安

易に深夜営業を止める

ことは考えていない」

としている。

深夜営業の規制検討

温暖化対策で知事表明

県は十七日、二酸化炭素(CO₂)削減対策として、コンビニなどの深夜営業を県条例で努力義務として規制することを検討していく方針を明らかにした。二〇〇八年度中の成立を目指している県地球温暖化対策推進条例(仮称)に盛り込むことを検討する。

(成田 洋樹)

コンビニなど条例対象

松沢成文知事が同日の定例会見で明らかにした。

県が規制対象として想定している事業者は、コンビニ、スーパー、ファミリーレストランなど。県は罰則を設けずに事業者に自粛を求める形で規制を検討する考えで、

規制効果として夜間の電力、冷暖房の使用量の削減によるCO₂排出軽減を挙げている。コンビニなどの深夜営業の規制については、有識者らで構成する県地球温暖化対策推進方策検討委員会が、同推進条例の在り方について近くまとめる予定の最終報告の中に盛り込む予定。

「効果は微々」

埼玉県の要請にセブンイレブンは

コンビニ最大手、セブンの山口俊郎社長は十七日、温室効果ガス対策として、埼玉県がコンビニ

自粛を求める方針を固めたことについて「十六時間営業にしても冷蔵庫は止められず、効果は微々たるもの。売り上げは20%も失われ、なかなか『はい』とは言えない」と難色を示した。

県の地域活性化の連携協定締結式が行われたさいたま市内で述べた。

京都市も深夜営業の規制や自粛要請を検討する市民会議を設置する方針だが、山口社長は「二酸化炭素(CO₂)削減は重要だが、それが二十四時間営業の自粛なのか、という点で違ふ。防犯面でも女性の駆け込みが業界全体で年間一万五千件あり、半分が深夜帯だ」と指摘。「二十四時間営業を続けながら、CO₂削減に取り組みたい」と自治

20年6月8日
神奈川新聞

CO₂削減を義務化

都が全国初
条例可決 排出量取引も導入

地球温暖化対策を進めるため、オフィスビルなどの大規模事業所に二酸化炭素(CO₂)の排出削減を国内で初めて義務付

ける東京都の改正環境確保条例が二十五日の都議会で可決、成立した。削減義務を達成できない事業所に五十万円以下の罰金を科すほか、事業所間の削減量の過不足を補う排出量取引制度も導入する。

条例は来年から順次適

排出量取引

東京都の改正環境確保条例に盛り込まれた二酸化炭素(CO₂)の排出量取引は、増玉県や広島市をはじめ全国各地で導入に向けた動きが起きている。しかし政府の取り組みはまだ社会実験の域を出ず、今後、法律に

基づいて国全体をカバーする制度に発展するかどうかは不透明だ。
埼玉県は十六日、大規模事業所ごとに県が削減目標を設定し、排出量取引も認める制度の導入を検討している(発表)。東京都の

埼玉や広島も検討

「と狙いを説明する。一方、国レベルでは福田康夫首相が九日、地球温暖化対策の「福田ビジョン」で今秋から、自主的な排出量取引を試行的に行うと表明したが、法律に基づく制度導入には言及しなかった。
環境エネルギー政策研究所の飯田哲也所長は「国任せでは対策が進まないため、都が先駆けてやる。事業所にCO₂排出量を報告させる制度を導入している自治体は多く、都の取り組みはほかの自治体にも間違いなく波及する」と話している。

用され、二〇一〇年度から全面施行される予定。大企業の本社などが集中している東京都が規制に踏み切ったことは、都市部を中心とする全国の自治体の温暖化対策や、現在は試行段階にある国の排出量取引の法制化議論にも大きな影響を与えそうだ。
都の条例でCO₂削減を削減義務量の目標などを

義務付けられるのは、年間盛り返込んだ五年間の計画書の都に提出し、毎年度チェックを受ける。ほかの事業所が義務量を超えて削減した分を排出量取引を通じて購入したり、太陽光や風力など自然エネルギーでつくった電力を購入したことを証明する「グリーン電力証書」を示したりすれば、削減量に算入される。

事業所ごとの削減義務量は、都が〇八年度内に設定するビルや工場など部門ごとの義務率に、過去の削減実績を考慮して決める。
〇五年度で国内全体の約4.5%を占める東京都のCO₂排出量のうち、業務・産業部門は40%以上を占める。

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入

■制度の概要■

1 削減義務の対象

- 対象となる施設 温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所
※ 燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1500 kL以上の事業所
- 対象とするガス 特定温室効果ガス(燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO2)

2 削減義務の開始

- 制度開始 2010年度(平成22年度)
※ 検証機関の登録など、対象事業所の事前準備に必要な部分は2009年度から施行
- 計画期間 規則で定める期間(5年間程度。例:第一計画期間は2010~2014年度など)

3 削減義務の内容

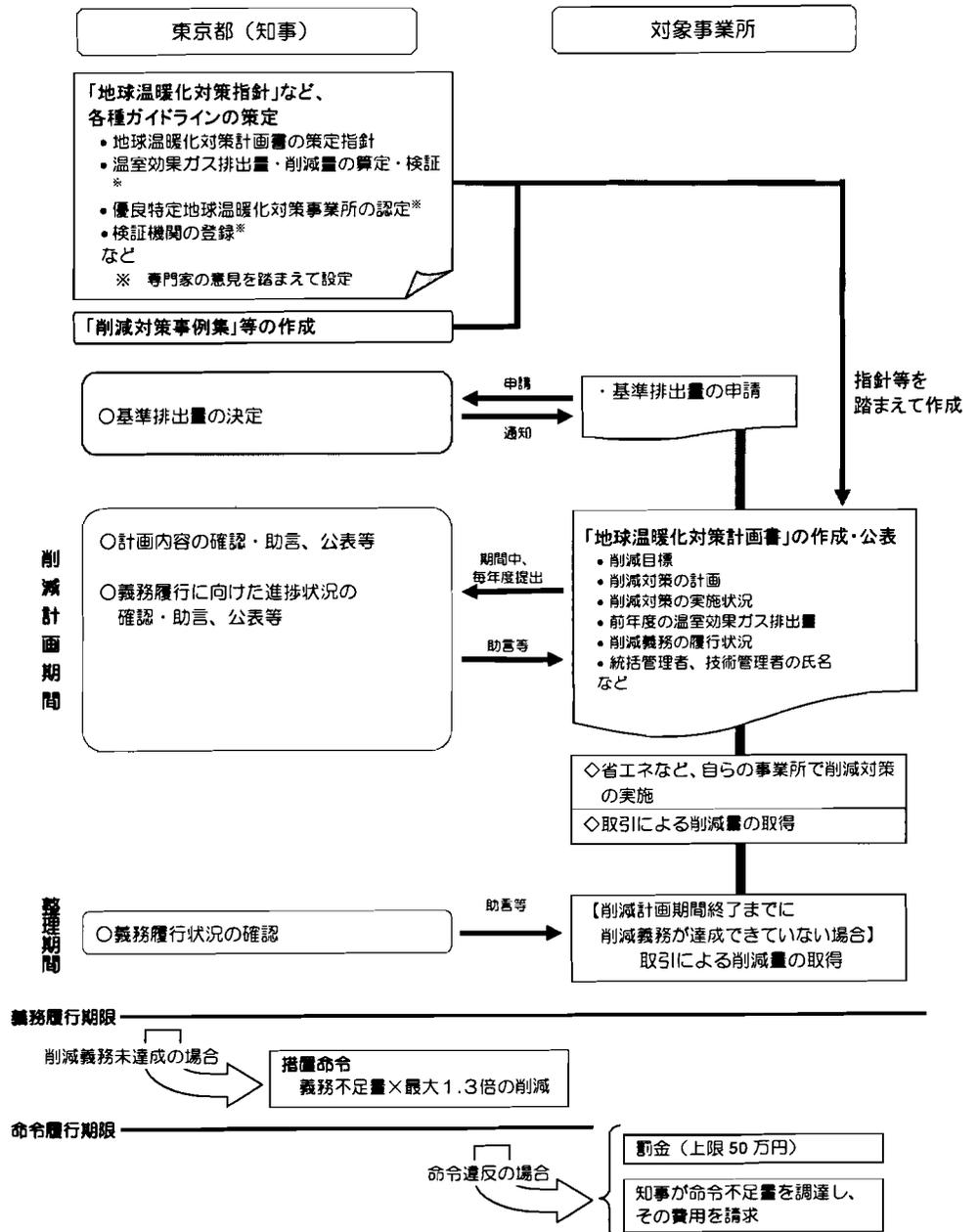
特定温室効果ガスの総量削減義務

- 基準排出量 規則で定める期間における平均排出量(2005-2007年度の平均排出量など)
※ 現行制度期間内に、総排出量を削減した事業所については、その成果が反映されるような配慮を行う。(2002-2004年度の平均排出量に変更するなど)
- 削減義務率 専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定める。
※ 削減に向けた対策の推進の程度が特に優れた事業所については、削減義務率を軽減
- 排出量等の検証 排出量や削減量は、知事の登録を受けた検証機関の検証を受けることが必要
- 履行手段
 - ① 省エネなど、自らの事業所で削減対策を実施
 - i) 省エネなどによる特定温室効果ガス排出量の削減
 - ii) その他ガス(特定温室効果ガス以外の温室効果ガス)の排出量の削減
 - iii) 前計画期間から繰り越した超過削減量
 - ② 他者が実施した削減対策による削減量の取得
 - i) 他の対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
 - ii) 都内の中小規模事業所が省エネ等により削減した量
 - iii) 都外の事業所における削減量
 - iv) 再生可能エネルギーの環境価値(例:グリーン電力証書など)
 - v) その他、規則で定めるもの
- ◆ テナントビルへの対応 ビルオーナーを義務対象の基本としつつ、その上で、
 - ① 全てのテナント事業者には、オーナーの削減対策に協力する義務
 - ② 一定規模以上のテナント事業者には、温暖化対策の計画書を作成・提出する義務

4 実効性の確保

- 取組の優れた事業所に対する評価・表彰
 - 削減義務未達成の場合
不足量を削減すべき措置命令(削減すべき量は義務違反による加算分を含む)
- 措置命令違反 → { ・罰金(上限50万円)
・知事が代わって必要量を調達(費用は違反者に求償)}

■制度フロー■



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について ～主な条例改正事項～

平成20年6月
東京都環境局

1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入

現行「地球温暖化対策計画書制度」

- ・ 温室効果ガス排出量が相当程度大きい事業所を対象に、削減対策計画等の作成・提出を義務付け
- ・ 計画書及び取組結果を知事が評価・公表することにより、一定の対策の実施を促進
- * 対策の実施の程度は事業者の自主性に委ねられる

制度強化

- 対象事業所からの温室効果ガス排出総量を抑制することにより、総量削減を確実に実現できる仕組みを導入する。
→ 温室効果ガス排出総量の削減義務（第5条の11）
- 補完的措置として、排出量取引の仕組みを導入（義務以上の削減率や、中小規模事業所での削減率などを取引可能に）（第5条の11）
- 実効性の確保策として、評価・公表（第8条の2）、違反者の公表（第156条）、罰則（第159条）等

* 施行日：平成22年4月1日
（検証機関の登録など対象事業所の事前準備に必要な部分は平成21年4月1日）

2 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設

現行

- ・ 地球温暖化対策計画書制度の対象とならない事業所の任意提出制度を平成17年度から実施

制度強化

- 中小規模事業所が簡単にCO₂排出量を把握でき、具体的な省エネ対策を実施できる制度を構築する。
→ 全ての中小規模事業者が取り組める地球温暖化対策報告書の任意提出制度の導入（第8条の23第2項）
- 同一法人が管理等を行う複数の事業所のエネルギー使用量合計が一定量以上の法人（地球温暖化対策事業者）の取組を促進する。
→ 地球温暖化対策事業者に、各事業所の地球温暖化対策報告書の取りまとめ、提出を義務付け（第8条の23第1項）、報告内容の公表の義務（第8条の24第1項）
- 知事は、地球温暖化対策事業者等に必要に応じ指導・助言、正当な理由なく従わない場合、勧告し、その旨を公表（第8条の25、第9条、第156条）

* 施行日：平成21年4月1日
（地球温暖化対策報告書の提出義務は平成22年4月1日）

3 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の創設

現行「地域冷暖房計画制度」

- ・ 知事は建築物が集中する一定の地域を地域冷暖房計画区域に指定するとともに、地域冷暖房計画を策定
- ・ 区域内の建築物の設置者又は管理者に、当該区域の地域冷暖房計画への加入に努める義務

制度強化

- 大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させる大規模開発において、エネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の低減を図る。
→ 対象：特定開発事業者（一の区域において単数又は複数の建築物の新築等を行う一定規模以上の事業を行う者）（第17条の2ほか）
- ・ 特定開発事業者は、エネルギー有効利用計画書の提出を義務付け
- ・ 新築等建築物の省エネ性能の目標値設定を義務付け
- ・ 地域冷暖房及び大規模エネルギー等の導入検討を義務付け
- 知事は、エネルギー効率等の基準を満たす地域冷暖房を区域指定（第17条の18ほか）
- ・ 指定区域内にある一定規模を超える建築物の所有者等に、地域冷暖房からの熱供給の受入検討を義務付け
- 知事は、特定開発事業者等に必要に応じ指導・助言、正当な理由なく従わない場合、勧告し、その旨を公表（第17条の22、23、第156条）

* 施行日：平成22年1月1日

4 建築物環境計画書制度の強化

現行「建築物環境計画書制度」

- ・ 大規模な建築物*の新築等を行う建築主に、環境配慮の措置と評価を記載した建築物環境計画書の提出を義務付け、知事がその内容を公表
- * 延床面積1万㎡超
- ・ 住宅用途については、販売広告にマンション環境性能表示の掲出を義務付け

制度強化

- より多くの建築物の環境配慮を推進し、環境に配慮した建築物が評価される市場の形成を図る。
→ 対象拡大：延床面積1万㎡超を引下げ（第20条ほか）
- マンション環境性能表示の対象拡大：販売広告に加え、賃貸広告も対象（第23条の3）
- 省エネルギー性能評価書制度の創設（第23条の4）
- ・ 建築物を賃貸等しようとする際に、賃借人等の省エネ性能の評価を記載した書面交付を義務付け
- 建築物の環境配慮の措置を強化
→ 再生可能エネルギーの導入検討を義務付け（第20条の2）
- 省エネ性能基準（最低基準）に適合する措置を義務付け（第20条の3）
- 知事は、特定建築主等に必要に応じ指導・助言、正当な理由なく従わない場合、勧告し、その旨を公表（第24条、第25条、第156条）

* 施行日：平成22年1月1日

5 家庭用電気機器等に係るCO₂削減対策の強化

現行

- ・ 特定の家電製品への省エネレベルの表示を販売事業者に義務付け

制度強化

- 家庭でエネルギーを使用する機器を選択する際に、より省エネ性能に優れた機器等の選択を都民に促す。
→ 家庭用電気機器等の設置者に、エネルギー使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能が優れている機器を設置する努力義務を導入（第25条の2第1項、第2項）
- 家庭用電気機器等の販売事業者等に、エネルギー使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を購入者などに提供する努力義務を導入（第25条の3）
- 知事の情報提供努力義務を導入（認定制度による普及促進）（第25条の2第3項）

* 施行日：条例の公布日

6 小規模燃焼機器におけるCO₂削減対策の強化（省エネ型ボイラー等の普及拡大）

現行

- ・ 小型ボイラー類、内燃機関類（ガスヒートポンプ等）を設置する者がNO_x排出量の少ない燃焼機器の設置に努める義務
- ・ 知事が低NO_x機器に係る情報提供に努める義務（低NO_xボイラー等の認定・公表）

制度強化

- 小規模燃焼機器を設置する際に、低NO_xに加え、省エネ性能に優れた機器の選択を促す。
→ 小規模燃焼機器の設置者に低NO_xかつ低CO₂機器を設置する努力義務を導入（第127条第1項）
- 知事の低NO_xかつ低CO₂機器の情報提供努力義務を導入（認定制度による普及促進）（第127条第2項）

* 施行日：平成21年4月1日
（情報提供努力義務は条例の公布日）

CO₂抑制へ乗用車規制

市内乗り入れ課金実験

名古屋市は十月、名古屋大学や民間企業と連携して市内への乗用車の乗り入れ規制の実験を始める。市内中心部の規制区域に入る際に五百円前後を課金し、地下鉄など公共交通機関の利用を促す構想で、マイカー通勤者の協力を募る。二酸化炭素(CO₂)などの排

名古屋市、500円前後

出量を削減するのが狙い。海外で広がる車両乗り入れ規制の試みは国内では初めとなる。(解説5面に)

実験は十二月末までの三カ月間で、制度名は「駐車デポジット制度」。名古屋市と名大のほか三菱重工業、NTTデータ、国土交通省などが参加する研究会で制

度を構築した。名古屋市は中心部からおよそ半径一・五キロ以内の地域を規制対象に想定。八月末にも百人程度のモニターを募る。

対象者には規制区域内への出入りを捕捉できる全球測位システム(GPS)機能付きの携帯電話を持ってもらう。実験では事前にモニターに一定額を預け終了後に精算するため、モニターの費用負担は生じない。

20年7月8日

日本経済新聞